

# 令和5年度 建設業法等研修会

## ▶ 建設業法等の改正について

- (1) 技術検定の受検資格の見直し
- (2) 一般建設業許可の営業所専任技術者等の要件の緩和
- (3) 譲渡及び譲受の認可申請について

## ▶ 監督処分について

和歌山県 県土整備部  
県土整備政策局 技術調査課

# ★令和6年4月1日施行★

## (1) 技術検定の受検資格の見直し【概要】

### 1級

#### 改正前

学歴	第1次検定	第2次検定
大学（指定学科）	卒業後 3年実務	
短大、高専（指定学科）	卒業後 5年実務	
高等学校（指定学科）	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4. 5年実務	
短 大 、 高 専	卒業後 7. 5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11. 5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後5年実務
上 記 以 外	15年実務	

#### 改正後

第1次検定	第2次検定 ※1
19歳以上 (当該年度末時点)	1次検定合格後の特定実務経験※2(1年)を含む 実務経験3年 等

- ※1 実務経験について、1次検定合格後、
- ・特定実務経験(1年)を含む実務経験の場合は3年
  - ・監理技術者補佐としての実務経験の場合は1年
  - ・その他の実務経験の場合は5年
- その他の受検資格等については、国土交通省HP参照  
令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能
- ※2 特定実務経験とは、請負金額4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の建設工事において、監理技術者・主任技術者（監理技術者資格者証を有する者に限る）の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として行った経験

### 2級

#### 改正前

学歴	第1次検定	第2次検定
大学（指定学科）	17歳以上 (当該年度末時点)	卒業後 1年実務
短大、高専（指定学科）		卒業後 2年実務
高等学校（指定学科）		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1. 5年実務
短 大 、 高 専		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4. 5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

#### 改正後

第1次検定	第2次検定 ※3
17歳以上 (当該年度末時点) ※変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1次検定合格後、実務経験3年</li> <li>・1級1次検定合格後、実務経験1年</li> </ul>

- ※3 1次検定合格後の実務経験について、機械種目の場合は2年  
その他の受検資格等については、国土交通省HP参照  
令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

# 令和5年度 建設業法等研修会

## ▶ 建設業法等の改正について

- (1) 技術検定の受検資格の見直し
- (2) 一般建設業許可の営業所専任技術者等の要件の緩和
- (3) 譲渡及び譲受の認可申請について

## ▶ 監督処分について

和歌山県 県土整備部  
県土整備政策局 技術調査課

(2) 一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和【概要】

★令和5年7月1日施行★

改正前

学歴	実務経験
大学、短大等（指定学科）	卒業後 3年実務
高等学校（指定学科）	卒業後 5年実務
上記以外	10年実務

改正後

学歴等		実務経験
学歴	大学、短大等（指定学科）	卒業後 3年実務
	高等学校（指定学科）	卒業後 5年実務
技士補士師	1級1次検定合格（対応種目）	合格後 3年
	2級1次検定合格（対応種目）	合格後 5年
上記以外		10年実務

※指定建設業と電気通信工事業を除く

技術検定種目と対応する指定学科

技術検定科目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

特定建設業許可の営業所専任技術者要件、※  
 建設工事において配置する主任技術者・監理技術者※  
 も同様の扱いとなります。

※指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、  
 鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業）は除く。

(例) 機械器具設置工事業（一般）の  
専任技術者になりたい！

改正前

(R5. 6. 30以前)



- ・ 1級管工事施工管理技術検定(第一次検定)に合格しているけど
- ・ 指定学科を卒業していない
- ・ 機械器具設置工事業の実務経験は3年とちょっとしかない…

10年以上の実務経験がないと  
機械器具設置工事業の専任技術者になれない！

改正

改正後

(R5. 7. 1以降)



- ・ 1級管工事施工管理技術検定(第一次検定)に合格しているから
- ・ 指定学科を卒業していなくても機械工学科卒業と同等とみなされるため
- ・ 機械器具設置工事業の実務経験が3年以上あれば

機械器具設置工事業の専任技術者になれる！



# 【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等） 「7<sub>※</sub>」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験3年）

「7<sub>○</sub>」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
11	1級建設機械施工管理技士	7			7								7																
1A	1級建設機械施工管理技士（附則第4条該当）	7			7								7																
1F	1級建設機械施工管理技士補																												
12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7			7								7																
1B	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）	7			7								7																
1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																												
13	1級土木施工管理技士	7		7 <sub>※</sub>	7	7	7 <sub>※</sub>			7 <sub>※</sub>	7	7 <sub>※</sub>	7	7			7	7 <sub>※</sub>		7 <sub>※</sub>		7 <sub>※</sub>		7 <sub>※</sub>	7		7 <sub>※</sub>	7	
1C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	7			7	7					7	7	7	7			7	7				7			7				
1H	1級土木施工管理技士補			7 <sub>※</sub>	7 <sub>※</sub>	7 <sub>※</sub>	7 <sub>※</sub>			7 <sub>※</sub>	7 <sub>※</sub>	7 <sub>※</sub>	7 <sub>※</sub>	7 <sub>※</sub>			7 <sub>※</sub>	7 <sub>※</sub>		7 <sub>※</sub>		7 <sub>※</sub>		7 <sub>※</sub>	7 <sub>※</sub>		7 <sub>※</sub>	7 <sub>※</sub>	
14	2級土木施工管理技士	7		7 <sub>○</sub>	7	7	7 <sub>○</sub>			7 <sub>○</sub>	7	7 <sub>○</sub>	7	7			7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>	7		7 <sub>○</sub>	7	
1D	2級土木施工管理技士	7		7	7	7	7			7	7	7	7	7			7	7		7		7		7	7		7	7	
1J	2級土木施工管理技士補			7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>			7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>			7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	
15	2級土木施工管理技士			7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>			7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>			7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	
1K	2級土木施工管理技士補			7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>			7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>			7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	
16	2級土木施工管理技士			7 <sub>○</sub>	7	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>			7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>			7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	
1E	2級土木施工管理技士				7																								
1L	2級土木施工管理技士補			7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>			7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>			7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>		7 <sub>○</sub>	7 <sub>○</sub>	

技術検定制度改革

専任技術者等の要件緩和

建設業における  
中長期的な担い手の確保・育成が目的

十分な理解と適切な運用を！



# 令和5年度 建設業法等研修会

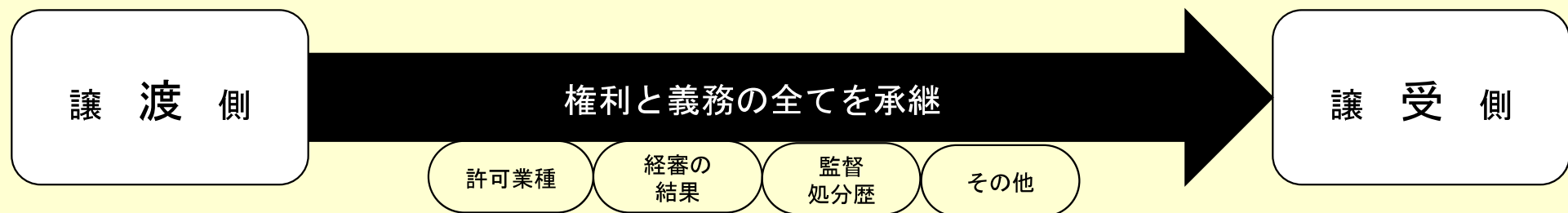
## ▶ 建設業法等の改正について

- (1) 技術検定の受検資格の見直し
- (2) 一般建設業許可の営業所専任技術者等の要件の緩和
- (3) 譲渡及び譲受の認可申請について

## ▶ 監督処分について

和歌山県 県土整備部  
県土整備政策局 技術調査課

### (3) 譲渡及び譲受の認可申請について



法人成り、代替わり、  
会社の合併、会社の分割、  
死亡に伴う相続

建設業者としての地位を承継する  
＝譲渡側と同じ立場になる



行政庁

譲受側は、建設業を承継してきちんと  
営業できる体制にあるのだろうか？



書類を審査し、適切であれば**認可**

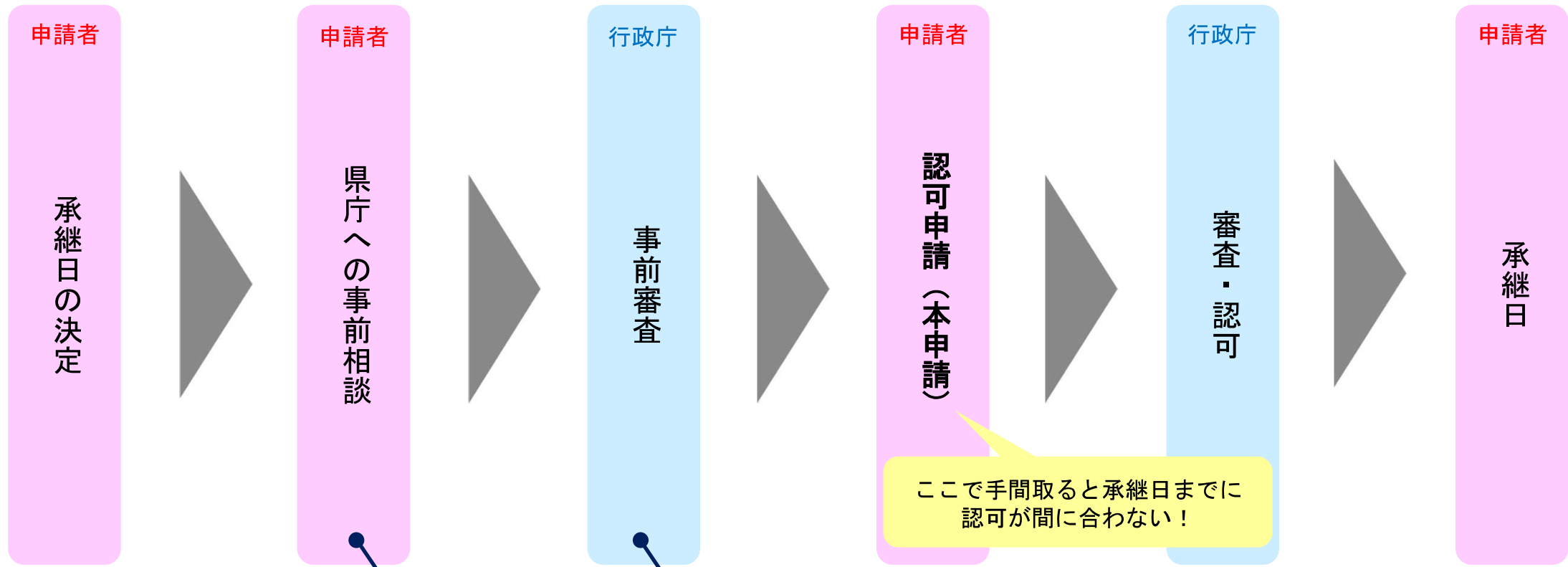
認可申請を考えている場合は

事前に、  
できるだけ早く、  
**県庁技術調査課**にご相談を！

認可は急にはできません！

入札参加資格の承継も同時にご相談ください。

# 認可申請の流れ



ここで手間取ると承継日までに認可が間に合わない！

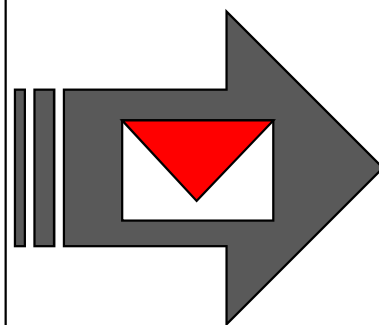
承継日までに**認可**ができないことがないようにするための措置

## 事前相談の方法

### 認可申請書

※申請日は空欄  
※譲渡契約書、株主総  
会議事録等は「案」

「建設業に係る  
許可申請又は認  
可申請の際の持  
参書類」



1部郵送 or  
メール送信

### 郵送の場合

〒640-8585

和歌山市小松原通1-1

和歌山県県土整備部

技術調査課建設業班 あて

### メール送信の場合

E-mail

e0811004@pref.wakayama.lg.jp

県HPに掲載しています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kyoka/d00205321.html>

# 申請書類作成に当たっての注意点〈様式第十五号 貸借対照表〉

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

## 貸借対照表

令和 年 月 日 時点見込み

(会社名) \_\_\_\_\_

資産の部

日付は、「承継日 時点見込み」としてください。

現金預金  
受取手形  
完成工事未収入金  
有価証券  
未成工事支出金  
繰上償却金

千円

### ONE POINT

その他の財務諸表については、代替わり等の個人間承継、譲受側が新設の法人である場合は、日付を空欄にし、余白に「決算日未到来」と記載してください

申請書類作成に当たっての注意点〈様式第七号の2別紙一 常勤役員等の略歴書 等〉

別紙

(用紙A4)

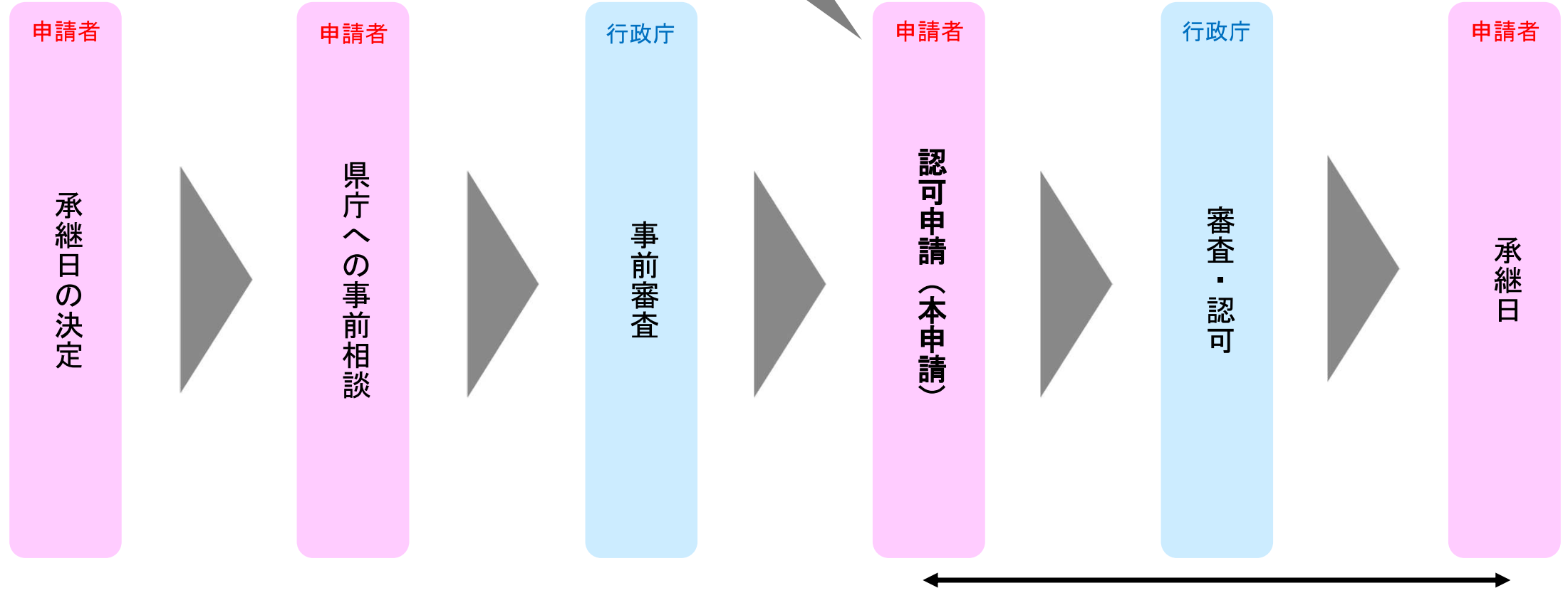
常勤役員等の略歴書

現住所	和歌山市小松原通1-1				
氏名	常勤 太郎		生 年 月 日	年 月 日生	
職名	代表取締役 (常勤見込み)				
	期 間		従 事 し た 職 務 内 容		
職	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	自	年	月	日	

承継後常勤となる方は、申請時点では「常勤見込み」と記載してください。

**ONE POINT**  
 「様式第二十二号の五 別紙一 役員等の一覧表」等、常勤・非常勤の別を記載する必要のある様式についても同様に、申請時点では「常勤見込み」と記載してください。

# 認可申請の流れ

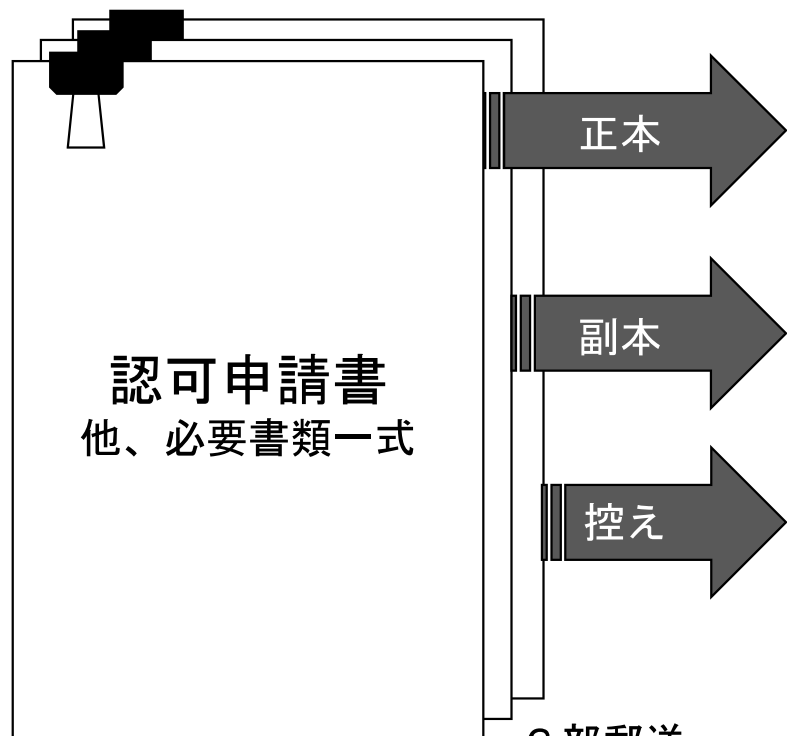


個人事業主の死亡による相続の場合は、死亡日から30日以内に本申請が必要！

承継日の30日前（土日祝日含まず）までに申請を！



# 本申請の提出



3部郵送

or

3部持参

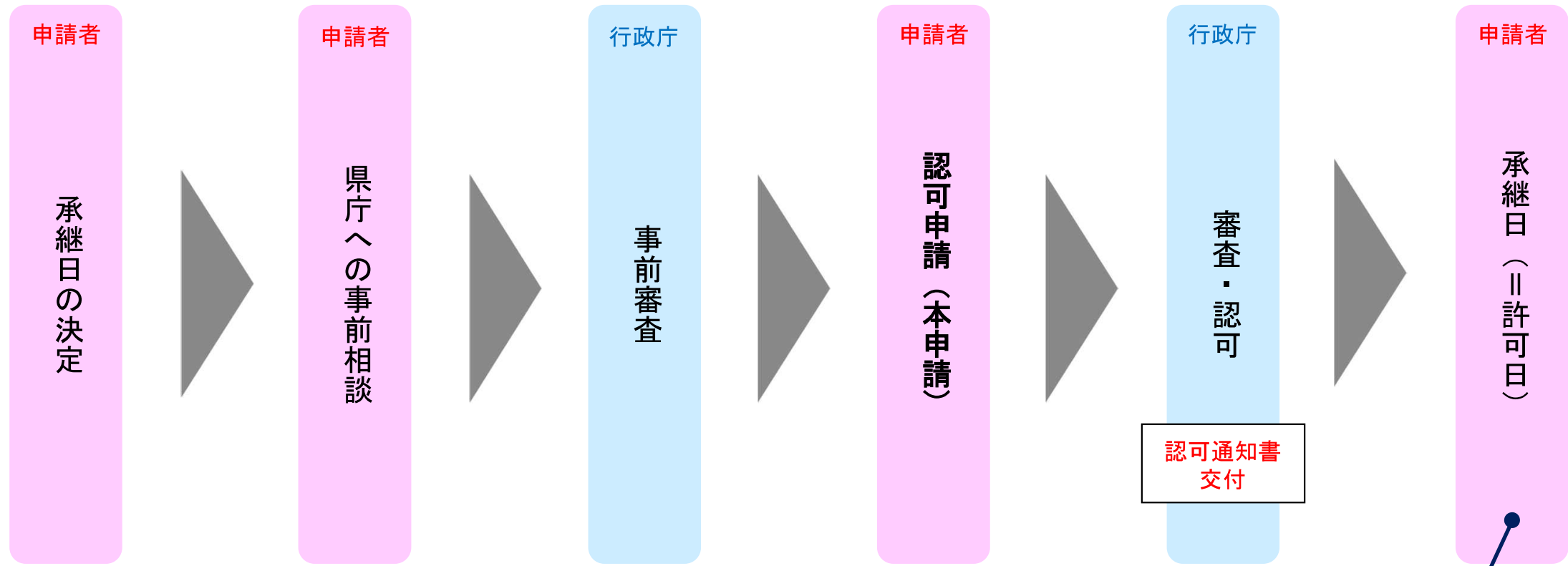
or

電子申請（J C I P）

日程には**余裕をもって**、  
**計画的かつ速やかに**申請をお願いします。

譲受側の所在地	申請窓口	電話番号
和歌山市	海草振興局建設部	073-488-1705
海南市、紀美野町	海草振興局建設部 海南工事事務所	073-483-4824
岩出市、紀の川市	那賀振興局建設部	0736-61-0028
橋本市、かつらぎ町、 九度山町、高野町	伊都振興局建設部	0736-33-4937
有田市、湯浅町、 広川町、有田川町	有田振興局建設部	0737-64-1267
御坊市、日高町、美浜町、由良町、 印南町、みなべ町、日高川町	日高振興局建設部	0738-24-2918
田辺市、上富田町、白浜町	西牟婁振興局建設部	0739-26-7960
串本町、古座川町、すさみ町	東牟婁振興局 串本建設部	0735-62-0755
新宮市、那智勝浦町、 太地町、北山村	東牟婁振興局 新宮建設部	0735-21-9652

# 認可申請の流れ



承継日が許可日となり、  
その翌日から5年間は許可の有効期間

承継日の前日までは、譲渡側は有効な建設業許可を保持し続ける必要がある。

★経営管理責任者と専任技術者の常勤性、健康保険の加入 等

# 許可と認可 有効期間の考え方

(例) R5. 12. 1を承継日と設定した場合

許可の場合

許可申請

許可日  
R5. 12. 1

更新申請期限  
R10. 10. 31

有効期間満了日  
R10. 11. 30

5年間

30日前 (土日含む)  
までに更新申請

認可の場合

認可申請

認可通知

承継日  
(許可の開始日)  
R5. 12. 1

更新申請期限  
R10. 11. 1

有効期間満了日  
R10. 12. 1

5年間

30日前 (土日含む)  
までに更新申請

承継日の30日前  
(閉庁日含まず)  
までに本申請を  
完了させてください。

許可： 許可日が有効期間の起算日

認可： 承継日の翌日が有効期間の起算日

認可申請を考えている場合は

事前に、  
できるだけ早く、  
**県庁技術調査課**にご相談を！

認可は急にはできません！

入札参加資格の承継も同時にご相談ください。

# 令和5年度 建設業法等研修会

## ▶ 建設業法等の改正について

- (1) 技術検定の受検資格の見直し
- (2) 一般建設業許可の営業所専任技術者等の要件の緩和
- (3) 譲渡及び譲受の認可申請について

## ▶ 監督処分について

和歌山県 県土整備部  
県土整備政策局 技術調査課

▶ 監督処分について

建設業法違反

その他の法令違反

不誠実な行為

等

監督処分の対象

# 指示処分

建設業法第28条第1項

法令違反や不適正な事実の是正のため、建設業者が具体的に取るべき措置を命ずる行政命令。

# 営業停止処分

建設業法第28条第3項

1年以内の期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ずる行政命令。  
指示処分では十分ではない場合や、指示処分に従わない場合に行われる。

# 許可取消処分

建設業法第29条、第29条の2

建設業者が有する建設業の許可を取り消す。  
許可要件を満たさなくなった場合や、重大な不正行為を行った場合に行われる。

# 営業の禁止

建設業法第29条の4第1項

処分対象が法人：法人の役員等※  
処分対象が個人：その者及び相当の  
責任を有する支配人

## 営業停止処分

営業の停止を命ずる期間と同じ期間を定めて新たに営業を開始すること及び停止を命ずる範囲の営業を目的とする法人の役員になることを禁止する。

## 許可取消処分

取り消される建設業について5年間、新たに営業を開始することを禁止する。

### 公表

- 監督行政庁で「監督処分簿」を備え付け、閲覧に供する。
- 県報掲載
- 報道機関に情報提供する場合もある。

※役員等：取締役、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等、法人に対して取締役と同等以上の支配力を有する者が含まれる。



## 直近の改正

「和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準」

### 廃棄物処理法違反

令和4年6月13日施行

役員等又は政令で定める使用人が  
懲役刑に処せられた場合

営業停止  
7日以上

それ以外の役職員が刑に処せられた場合

営業停止  
3日以上

# 対応が厳格化

+ 宅地造成及び特定盛土等規制法違反

令和5年5月26日施行

営業停止  
15日以上

営業停止  
7日以上

建設業法、その他関連法令の趣旨を理解し、遵守及び適切な運用をお願いします。

